

# 藤沢市ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(2023.9)

## ◆事業内容

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親及びその親に扶養されているお子さんが、より良い条件での就業や転職へつなげるために、高等学校卒業程度認定試験（以下高卒認定試験とします）の合格を目指す場合に、給付金を支給するものです。

## ◆対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で、市長が適当と認めたもの。

※ ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるため、高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となるときは、この給付金の対象にはなりません。

## ◆支給の対象となる方

次の要件を全て満たすひとり親家庭の親及びお子さん（20歳未満）

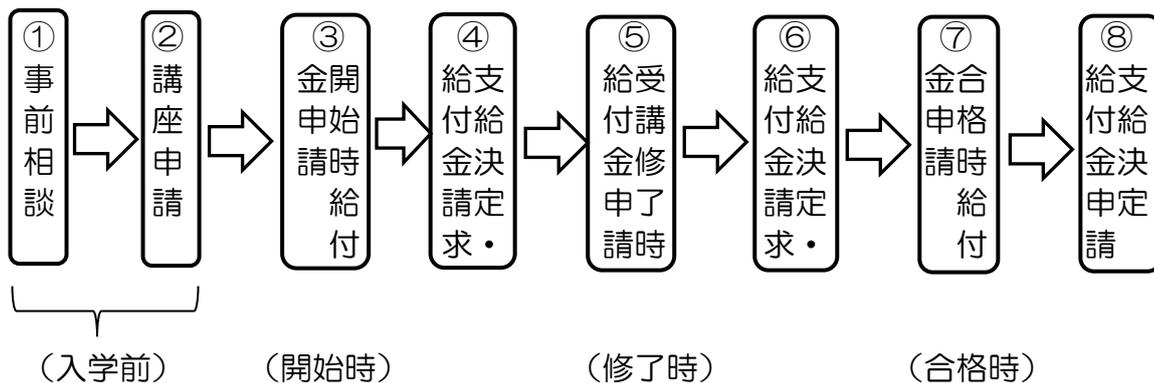
- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) ひとり親家庭の親が20歳未満のお子さんを養育していること。  
(ただし、受講修了日の時点でお子さんが20歳になっている場合は、修了時給付金及び合格時給付金は支給されません。合格時給付金も同様。)
- (3) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にあること。
- (4) 講座を受けようとする方の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況等によって、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められること。
- (5) 納期の到来している市税を滞納していないこと。
- (6) 過去にこの給付金を受けていないこと。

## ◆支給金額

給付金は3種類あり、それぞれの段階に応じて支給します。

①	<b>受講開始時給付金</b> (講座受講開始後30日以内)	受講料の4割相当額 (上限：通信10万円、通学20万円) (支払った額の4割相当額が4千円を超えない場合は支給されません。)
②	<b>受講修了時給付金</b> (受講修了後30日以内)	受講料の3割相当額 (受講開始前給付金と併せて、上限：通信17.5万円、通学30万円)
③	<b>合格時給付金</b> (高卒認定試験の全科目に合格時) (受講修了後2年以内)	受講料の3割相当額 (受講開始前給付金及び受講修了時給付金と併せて、上限：通信25万円、通学40万円)

## ◆申請の流れ



### ① 事前相談

講座受講開始前に子育て給付課の母子・父子自立支援員にご相談ください。

ア) 受講講座のパンフレット（以下の4点が確認できるもの。）

- ・ 受講施設の名称
- ・ 受講料（振込手数料等受講に直接関係しない経費は対象外です。）
- ・ 受講する科目
- ・ 受講期間

イ) 単位修得証明書（免除できる科目がある方のみ。）

※免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で合格している科目のことです。

### ② 講座指定の申請手続き

講座の受講開始前に、子育て給付課にて申請してください。

ア) 受講講座のパンフレット（以下の4点が確認できるもの。）

- ・ 受講施設の名称
- ・ 受講料
- ・ 受講する科目
- ・ 受講期間

イ) 単位修得証明書（免除できる科目がある方のみ。）

※免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で合格している科目のことです。

講座の指定が決定しましたら、「藤沢市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」により通知を行います。

### ③ 受講開始時給付金の申請手続き

講座の受講開始後30日以内に、子育て給付課にて申請してください。  
期限内に申請されませんと給付金が支給されない場合があります。

ア) 印鑑（朱肉を使用のもの）

イ) 在学証明書または受講していることがわかる書類

ウ) 受講料の領収書

エ) 給付金の振込先となる口座の通帳

（本人名義のもの。お子さんが講座を受講した場合は親名義のもの。）

※受講料を分割納付された方は、支払った額の4割相当額となります。（ただし支払った額の4割相当額が4千円を超えない場合は支給されません。）

支給が決定しましたら、「藤沢市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書」により通知を行います。

### ④ 受講開始時給付金の請求書提出

「藤沢市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書」に請求書を同封いたしますので、記入例を参考にご記入のうえ10日以内に子育て給付課へご提出ください（郵送可）

（※請求書の押印は③給付金申請時と同じ印鑑、振込先の口座も③給付金申請時と同じものになりますのでご注意ください）。

給付金は、請求のあった日から30日以内に指定口座へ振り込みます。

### ⑤ 受講修了時給付金の申請手続き

講座を修了したら、修了日から30日以内に子育て給付課にて申請してください。  
期限内に申請されませんと給付金が支給されない場合があります。

ア) 印鑑（朱肉を使用のもの）

イ) 受講修了の証明書

ウ) 受講料の領収書または受講施設の長が発行する受講料の受領証明書

エ) 給付金の振込先となる口座の通帳

（本人名義のもの。お子さんが講座を受講した場合は親名義のもの。）

※受講料を分割納付された方は、支払った額の7割相当額から、受講開始時給付金を差し引いた額となります。（上限額あり）

支給が決定しましたら、「藤沢市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書」により通知を行います。

### ⑥ 受講修了時給付金の請求書提出

「藤沢市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書」に請求書を同封いたしますので、記入例を参考にご記入のうえ10日以内に子育て給付課へご提出ください（郵送可）

（※請求書の押印は⑤給付金申請時と同じ印鑑、振込先の口座も⑤給付金申請時と同じものになりますのでご注意ください）。

給付金は、請求のあった日から30日以内に指定口座へ振り込みます。

## ⑦ 合格時給付金の申請手続き

講座受講修了後から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、合格証書の発行日から**40日以内**に子育て給付課にて申請してください。

- ア) 印鑑（朱肉を使用のもの）
- イ) 文部科学省発行の合格証書（原本）
- ウ) 給付金の振込先となる口座の通帳

※受講料を分割納付された方は、支払った額の3割相当額となります。（上限額あり）

支給が決定しましたら、「藤沢市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書」を送付します。

## ⑧ 合格時給付金の請求書提出

「藤沢市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書」に請求書を同封いたしますので、記入例を参考にご記入のうえ**10日以内**に子育て給付課へご提出ください（郵送可）

（※請求書の押印は⑦給付金申請時と同じ印鑑、振込先の口座も⑦申請時と同じものになりますのでご注意ください）。

給付金は、請求のあった日から**30日以内**に指定口座へ振り込みます。

お子さんが受講する場合は

- ① 事前相談時、または
  - ② 講座申請手続き時に
- 必ずお子さんも来庁してください

### 次の場合は、給付金が支給されません

- ※ ステップ②～⑥の申請時や講座受講中にひとり親ではなくなったとき
- ※ 受講の途中で市外へ転出されたとき
- ※ 受講の途中で市外から転入されたとき

ご不明な点は、お問い合わせください。

〈申請・問い合わせ先〉

藤沢市 子育て給付課（本庁舎3階）  
☎0466-50-3580（直通）

